

栗東市業務継続計画

(案)

令和元年 5 月

目 次

第1章 栗東市業務継続計画について	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画の適用範囲	6
第2章 計画の前提となる被害想定	7
第1節 リスク分析	7
第2節 被害状況の想定	9
第3節 業務継続への影響	13
第3章 非常時優先業務の整理	16
第1節 非常時優先業務の考え方	16
第2節 非常時優先業務の選定	18
第4章 非常時優先業務の実施体制の確立	20
第1節 非常時優先業務の実施体制	20
第2節 職員の参集及び災害対策本部	24
第5章 必要資源に関する分析と対策の検討	25
第1節 職員	25
第2節 庁舎、執務室	27
第3節 電力	29
第4節 通信	31
第5節 情報システム	33
第6節 食料、飲料水、消耗品、燃料等	35
第7節 トイレ	37
第6章 業務継続計画の継続的な改善	39
第1節 今後の取組み	39
第2節 教育・訓練等	40

第1章 栗東市業務継続計画について

第1節 計画策定の趣旨

第1 計画策定の背景

大規模な災害が発生した場合、市は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。

しかしながら、過去の大規模な災害において、特に、庁舎・職員が被災した地方自治体においては、一時的に行政機能が失われる深刻な事態に陥り、その業務の実施は困難を極めるものとなつた。

このため、内閣府は、各地方公共団体に対して、大規模な災害時にあっても業務が適切に継続できる体制をあらかじめ整えておくことの重要性を指摘し、平成28年2月には「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（以下、「手引き」という。）を公表し、地方公共団体に対して業務継続計画の策定を促してきた。

また、中央防災会議が作成する「防災基本計画」には、平成27年7月の計画改定時に地方公共団体が業務継続計画を策定することが明記され、平成28年2月の計画改定時に業務継続計画に定める内容について追記されるなど、地方公共団体の業務継続計画の策定及び実効性の確保が一層促進されることが求められている。

第2 計画の目的

「栗東市業務継続計画」（以下、「本計画」という。）は、大規模災害の発生により市役所機能が低下する中にあっても、迅速に災害対応業務を開始するとともに、最低限の行政サービスを維持しつつ、市民の生命・身体及び財産を保護し、市民生活への影響を最小限とするよう、可能な限り早期に通常業務を復旧させることを目的として、策定する。

第3 計画の効果

大規模災害等が市域で発生すると、市の業務量は急激に増加し、極めて膨大なものとなる。

特に、被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間の間に膨大な業務が発生し、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。また、業務量がピークになる災害発生直後は、様々な場面で混乱が発生し、行政が機能不全になるおそれがある。

このような場合に備え、本計画をあらかじめ策定し、必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上等の効果を期待する。

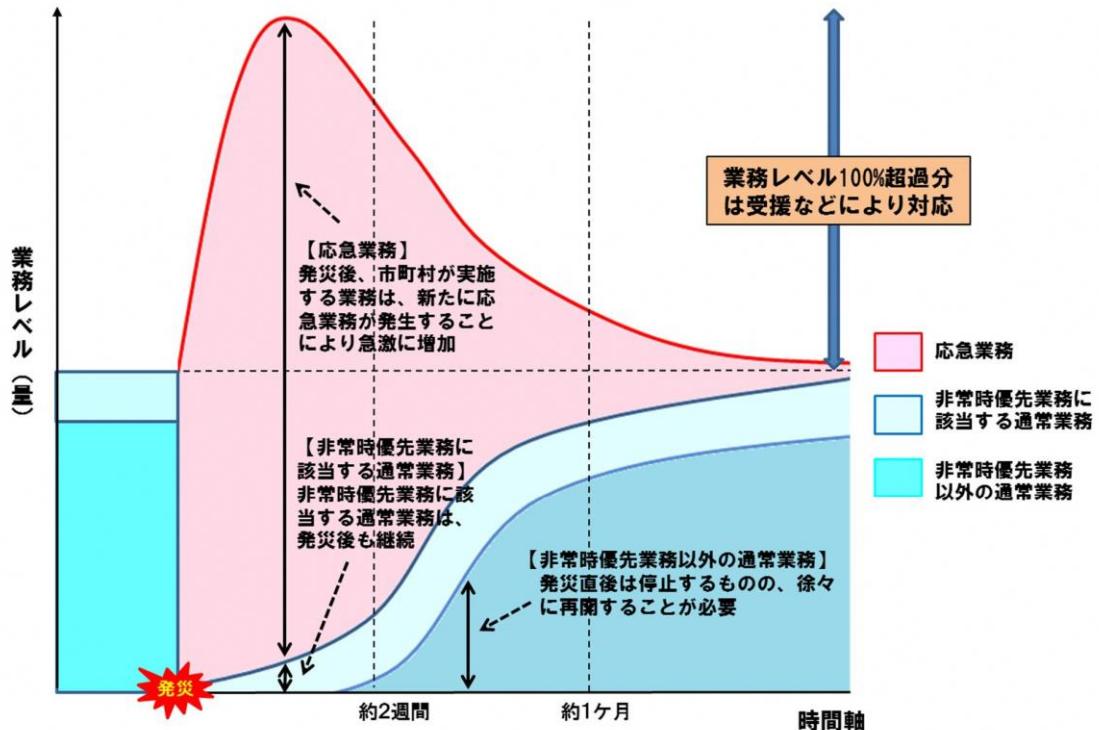


図 発災後に市が実施する業務の推移

※ 時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、図に記載されている以外の復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成 28 年 2 月 内閣府）

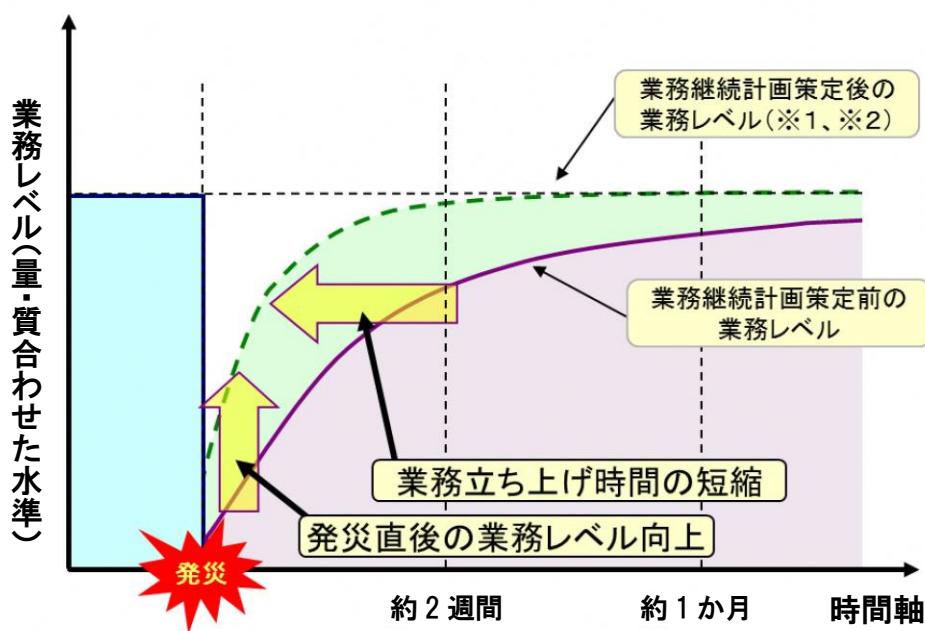


図 業務継続計画の実践による効果

- ※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することができる。
- ※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成 28 年 2 月 内閣府）

第4 基本方針

市民サービスに重大な影響を与える大規模災害発生時等において、市の機能を維持し、業務を継続するため、以下に示す3つの業務継続の基本方針に基づき、計画を策定する。

○ 市民の生命、身体、財産を保護し、影響を最小限にとどめる

情報収集、救助、医療活動、避難者の保護など人命に係る業務に重点をおくものとし、特に発災から72時間までは、市民生活、施設等の維持管理に著しい影響を及ぼす通常業務以外は一旦停止する。

また、優先的に継続しなければならない業務以外の通常業務については、積極的に休止する。

○ 必要資源の確保に努める

必要資源の現状を把握し、様々な制約を伴う状況下にあっても非常時優先業務を実施するために必要な資源を確保し、適切な配分を行う方策を整えるとともに、外部からの支援を受け入れるための体制を構築する。

○ 業務継続力の向上を図る

業務継続計画の実効力を高めるため、全庁横断的、継続的な業務継続力の向上にむけた取組体制を構築する。また、教育や訓練を実施し、取組みの進捗状況を隨時検証し、課題の抽出など不斷の見直しを行う。

第2節 計画の位置づけ

第1 ガイドや手引きの活用

内閣府は、平成27年5月に公表した「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（以下、「ガイド」という。）や手引きにおいて、市町村が業務継続計画の策定に当たって必ず定めるべき内容として、特に重要な6要素を示している。

本計画では、ガイドや手引きを参考に、業務継続計画の重要な6要素等を定める。

表 業務継続計画の特に重要な6要素

(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。 ○緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ○非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
(2) 庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ○地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
(3) 電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ○災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ○外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ○災害対応にあたり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
(5) 重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保する。 ○災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
(6) 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ○各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

出典：「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成27年5月 内閣府）

第2 他の計画との関係

『地域防災計画』は、災害対策基本法第42条に基づき、栗東市防災会議が作成する法定計画である。また、想定される地震災害等から市民の生命・身体・財産及び経済活動等を守るため、市や防災関係機関等が、災害予防、応急対策及び復興対策に関し、実施すべき業務について定めたものである。

『業務継続計画』は、被災による行政機能の低下や、少ない参集職員、資源を前提として、市役所の運営に関し、非常時等優先業務を定めた計画である。

地域防災計画と業務継続計画との相違点は、次のとおりである。

表 地域防災計画と業務継続計画の比較

		地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨		市域における災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画
法的根拠		災害対策基本法42条	なし
上位計画		○防災基本計画 ○滋賀県地域防災計画	なし (関連計画：地域防災計画)
実施主体		○栗東市 ○防災関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、自衛隊、指定地方公共機関等） ○自主防災組織、自治会等 ○市民 ○事業者	栗東市
前提	リスク	市全域への影響を想定 (市役所の被害は想定せず)	市役所の被害を想定（行政機能への影響を想定）
	市役所機能低下 職員の不足	行政の被災を特に想定している実例は少ない	庁舎、職員、電力、通信、システム等の必要資源の被災を想定し、利用できる必要資源を前提に計画を策定
内容	期間	予防～応急～復旧・復興	災害発生からおおむね1か月
	対象業務	災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を対象	非常時優先業務を対象
	視点	被災した市民や事業者を支援するための対策を定めている	災害対応を円滑に行うための市役所内部の対策を定めている

第3節 計画の適用範囲

第1 計画の発動対象

内閣府の手引きには、「業務継続計画策定の前提として、「本庁舎は応急業務の中心的な役割を担うことから本庁舎が最も被害を受ける災害を想定することが望ましい。」と示されている。

一方、本市の本庁舎施設周辺は、水防法に基づく浸水想定区域には含まれておらず、土砂災害警戒区域等における土砂防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域には含まれていないため、風水害時における行政機能の継続への影響は大きくはない。

したがって、本計画の発動対象は、本庁舎施設周辺への影響が最も大きいと考えられる地震災害とする。

第2 計画の対象組織

本計画は、市の全組織を対象とする。

第3 計画の発動基準

本計画の発動基準は、市域に震度6弱以上の地震が発生したときなど、災害対策本部が設置され本部長が必要と認めたときとする。

第4 発動権限者

本計画の発動の判断は、災害対策本部の本部長が行う。なお、本部長不在時は、本部長権限の代行順位の順序による。

第5 計画の解除

本部長は、本市における全ての通常業務の再開が可能と判断した場合は、本計画の発動を解除する。

第2章 計画の前提となる被害想定

第1節 リスク分析

第1 想定する対象地震

滋賀県は、平成26年3月に県周辺域の内陸活断層による地震及び南海トラフ巨大地震の発生を仮定した県域の被害状況の想定結果（以下、「滋賀県地震被害想定」という）を公表した。

滋賀県地震被害想定によれば、本市域に最も大きな揺れをもたらすことが予想されているのは『琵琶湖西岸断層帯』を震源とする直下型地震のうち南部から断層破壊が開始されるケースである。

この場合、市で想定される震度は、最大7であり、他の想定地震より多くの被害が発生すると考えられる。

したがって、本計画の策定に当たって想定する対象地震は、『琵琶湖西岸断層帯』を震源とする直下型地震災害とし、防災上の観点から、できるだけ業務継続が困難な条件を設定することが望ましいため、発災条件は、冬季早朝の休日とする。

ただし、従前の被害想定やハザードマップ等の過信は禁物であり、想定した災害の種類以外に、局地的豪雨、火災、大事故等、不測の事態により、庁舎が使用できなくなることや停電・断水が長期化する可能性は常にあることを意識し、実施する対応や対策は、他の災害や想定を上回る災害等にも有効かどうかを念頭においたうえで検討する。

表 滋賀県の想定地震と市の最大震度

地震名	地震の規模 (M : マグニチュード)	ケース (震源位置等の仮定)	市の 最大震度
琵琶湖西岸断層帯地震	7.8	case1：北部から断層破壊	6強
		case2：南部から断層破壊	7
花折断層帯地震	7.4	case2：中部南側から断層破壊	6強
		case3：南部から断層破壊	6弱
木津川断層帯地震	7.3	case1：東側から断層破壊	6弱
		case3：西側から断層破壊	6弱
鈴鹿西縁断層帯地震	7.6	case1：南側から断層破壊	5強
		case2：北側から断層破壊	5強
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震	7.8	case1：中部北側から断層破壊	5弱
		case2：南部南側から断層破壊	5弱
南海トラフ巨大地震	9.0*	基本ケース	6弱
		陸側ケース	6弱

*モーメントマグニチュード (Mw)

第2 想定する地震の規模

『琵琶湖西岸断層帯』は、滋賀県高島市から大津市国分付近に至る断層帯で、概ね南北方向に延びており、過去の活動時期の違いから、断層帯北部と断層帯南部に区分されている。

断層帯全体としての長さは約 59km であり、地震の最大規模は、M7.8 程度（北部のみM7.1 程度、南部のみM7.5 程度）とされている。

なお、地震発生確率は、文部科学省に設置されている地震調査研究推進本部の資料によれば、断層帯北部では、今後 100 年以内の地震発生確率は 4~10% であり、我が国の主な活断層の中では、「高い」グループに区分されているが、断層帯南部は、100 年以内の地震発生確率はほぼ 0% と評価されている。

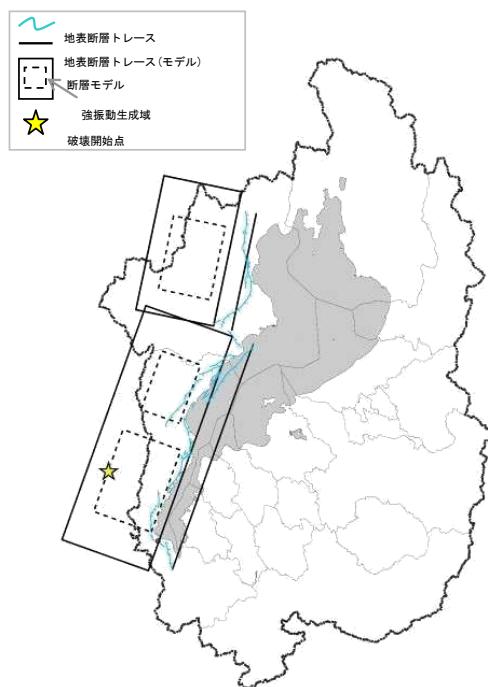


図 想定震源

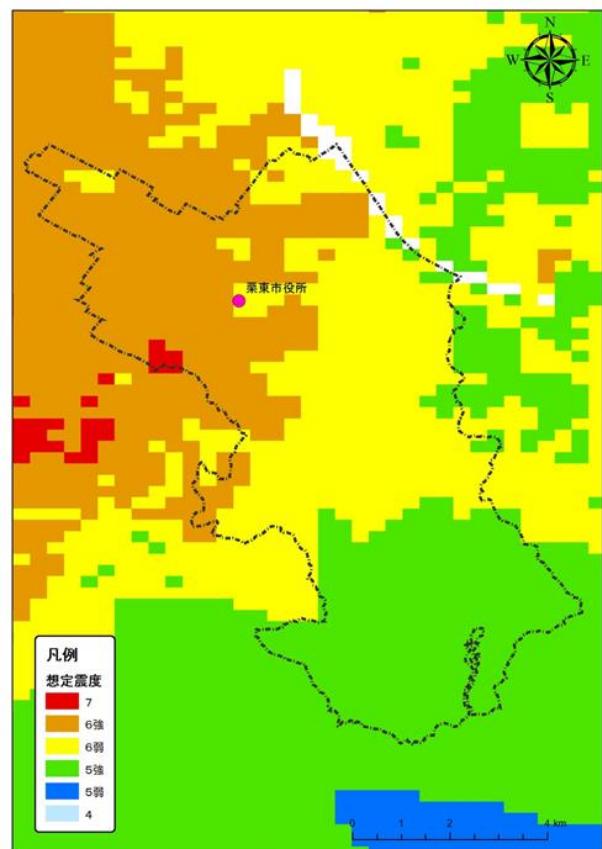


図 市周辺の想定震度分布

※出典：滋賀県地震被害想定調査（概要版）（平成 26 年 3 月）

第2節 被害状況の想定

第1 人的被害・建物被害

『琵琶湖西岸断層帯』を震源とする地震が発生したときに想定される人的被害・建物被害を以下表に示す。

市全域では 100 人以上の死者や 7,000 棟以上の建物被害が発生することが想定される。

表 想定される地震発生時の人的被害・建物被害

人的被害	死者数	110 人
	負傷者数	1,207 名
建物被害	全壊棟数	1,939 棟
	半壊棟数	5,127 棟
火災	全焼棟数	—
避難者	避難所生活者 下段：（全避難者数）	24 時間後 3,987 人 (6,645 人)
		72 時間後 6,586 人 (11,974 人)
		1 週間後 8,559 人 (17,117 人)
		1 か月後 2,854 人 (9,514 人)

※出典：滋賀県地震被害想定調査（概要版）（平成 26 年 3 月）

注) — (ハイフン) は、ごくわずか（数値計算上 5 未満）であることを示す

第2 ライフライン被害

『琵琶湖西岸断層帯』を震源とする地震が発生したときに想定されるライフライン被害を以下表に示す。

建物被害分布と同様に、全体的に市域の北西部の被害が大きい傾向となる。

表 想定される地震発生時のライフライン被害

ライフライン被害	電気	停電口数	地震直後	35,182 口 (92%)
			24 時間後	18,534 口 (49%)
			72 時間後	5,805 口 (15%)
			1 週間後	107 口 (0%)
	上水道	断水人口	地震直後	52,678 人 (83%)
			24 時間後	51,973 人 (82%)
			72 時間後	49,274 人 (77%)
			1 週間後	41,889 人 (66%)
			1か月後	9,833 人 (15%)
			2か月後	984 人 (2%)
			3か月後	85 人 (0%)
	ガス	都市ガス 供給停止軒数	地震直後	4,526 軒 (100%)
			24 時間後	4,526 軒 (100%)
			72 時間後	4,526 軒 (100%)
			1 週間後	0 軒 (0%)
		L P ガス 使用不能軒数	地震直後	3,725 軒 (28%)
		24 時間後	3,323 軒 (25%)	
		72 時間後	2,180 軒 (16%)	
		1 週間後	0 軒 (0%)	
	電話	被害の著しい地域を中心に回線切断、輻輳等の通話支障		

※出典：滋賀県地震被害想定調査（概要版）（平成 26 年 3 月）

第3 被災シナリオ

被害状況の想定をもとに、市の被災状況を「建物・人的被害」「ライフゲイン被害」「土木施設等被害」「その他」の項目ごとに時系列にとりまとめた被災シナリオを次表に示す。

表 琵琶湖西岸断層帯地震発生時の被災シナリオ（全体シナリオ）<1/2>

	自然現象等	建物被害	人的被害	ライフライン被害
発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ●市内全域で、震度5強～震度7の揺れ ●市域外でも、滋賀県全域（特に県南西部）で強い揺れが発生している模様 ●市内の各所で、液状化の発生 ●がけ崩れが発生 	<ul style="list-style-type: none"> ●強い揺れや液状化、がけ崩れなどにより、建物被害が発生 <ul style="list-style-type: none"> ・全壊：1,939棟 ・半壊：5,127棟 ●庁舎自体の倒壊は免れるが、室内は、什器転倒、窓ガラス飛散などで散乱 	<ul style="list-style-type: none"> ●死者：110人、負傷者：1,207人 ●全壊家屋の下敷きになる要救助者が多数発生 ●エレベータの停止による閉じ込められる者が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ●電柱・建物被害に伴い、携帯電話のアクセス回線、基地局中継伝送路の一部で機能喪失 ●発信・受信規制措置により通信困難、パケット通信規制によりメール配信障害・遅延も発生 ●市全域が停電 ●ほぼ市全域が断水 ●停電・通信・交通支障により、現地被害状況の収集伝達は困難
～24時間	<ul style="list-style-type: none"> ●震度3～4の余震が頻発 	<ul style="list-style-type: none"> ●余震により、建物が全・半壊する恐れ 	<ul style="list-style-type: none"> ●救助・救急活動が混乱し難航 ●ライフライン・交通施設障害のため、一人暮らしを含む在宅療養者へのケアが著しく困難 ●地震直後から、不安を感じる住民が徐々に避難所へ避難。 ●負傷者からの助けを求める声が殺到 	<ul style="list-style-type: none"> ●電柱、架空線の復旧は依然困難 ●停電、断水は継続 ●停電・管路・施設被害による汚水滞留の影響により、マンホールから汚水が溢水
～72時間	<ul style="list-style-type: none"> ●震度3～4の余震が継続 ●強い降雨が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ●電力が復旧した地域内で通電火災が発生する可能性あり ●余震や降雨により、二次災害が発生し、建物が全半壊する恐れ 	<ul style="list-style-type: none"> ●自宅の被害、ライフライン機能停止等により、避難所へ多くの者が避難 ※避難所生活者数は、72時間後～1週間後がピークとなる 	<ul style="list-style-type: none"> ●各通信事業者は、避難所等に衛星回線による特設公衆電話を設置 ●電力復旧に伴い、徐々に通信機能が回復 ●道路被害等により被災した埋設管の復旧着手が困難 ●市全域の断水、被害状況が概ね判明 ●日本水道協会を通じ、全国に給水活動や管路応急復旧の応援要請
～1・2週間	<ul style="list-style-type: none"> ●断続的に余震が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ●依然として、余震や降雨により、二次災害が発生し、建物が全半壊する恐れ 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所生活が本格化 ●避難所生活者の身体的・精神的疲労が蓄積し、発病もしくは病状が悪化 	<ul style="list-style-type: none"> ●仮架空ルート等による応急復旧により通信支障箇所が減少 ●仮復旧作業が進捗し、概ね停電が解消 ●仮設給水栓により受水可能地域拡大
～1か月	<ul style="list-style-type: none"> ●徐々に余震が減少 	<ul style="list-style-type: none"> ●建物被害等により多くの震災廃棄物が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ●自宅の被害が軽微である人は、避難所を退去し、避難所生活者が徐々に減少 	<ul style="list-style-type: none"> ●変電所・配電設備の本復旧が進捗 ●通信施設等の本復旧が進捗 ●管路、浄水場の応急復旧が完了、概ね送水可能

表 琵琶湖西岸断層帯地震発生時の被災シナリオ（全体シナリオ）<2/2>

土木施設等被害		その他
発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ●道路被害等により、消防による消火・救急活動に支障 ●緊急輸送道路等が緊急交通路として指定され、警察による通行規制 ●搖れや液状化等により、砂防、治山施設、ため池等において施設の損傷が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ●道路被害等により現場への急行が困難となる可能性高く、発災直後の消火・救出・救命活動は、地域住民自らの力が主力 ●医療機関でも被災、または停電・断水により通常診療の継続が困難 ●災害対策本部が設置され、情報収集を開始
～24時間	<ul style="list-style-type: none"> ●道路被害等により埋設管の被害調査に支障 ●各所の道路啓開・応急復旧作業が競合、実働部隊が絶対的に不足 ●鉄道は、多大な被害、停電事情、道路事情により、現場確認・復旧工事は難航 	<ul style="list-style-type: none"> ●多数の負傷者が被災地内の病院・診療所へ搬送 ●ライフライン支障により、入院患者のうち相当数が被災地外医療機関への移送が必要 ●電力・水道・通信等のライフライン支障が生じている避難所が多数あり ●避難所となる施設管理者や職員の数が不足し、増加する避難者のニーズに応じることが困難
～72時間	<ul style="list-style-type: none"> ●各所の道路啓開・応急復旧作業が競合、実働部隊が絶対的に不足 ●ヘリコプターの輸送を検討 ●緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を受け二次災害が想定される箇所の応急復旧を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急消防援助隊、自衛隊、警察災害派遣隊、災害派遣医療チーム（DMAT）等による救出・救護活動が本格化 ●備蓄物資等の各避難所へ搬送開始 ●随時、被害・復旧情報の広報リリース ●ライフライン・交通施設被害復旧見込みについての情報収集・調整 ●災害ボランティアの受入れ開始 ●各自治体間の人的・物的応援調整 ●緊急消防援助隊、自衛隊、警察災害派遣隊、災害派遣医療チーム（DMAT）等による救出・救護活動が本格化
～1・2週間	<ul style="list-style-type: none"> ●主要道路の啓開・応急工事が進行し、各種の復旧・支援活動が本格化 ●道路啓開等に引き続き、緊急性の高い箇所から応急対策工事の着手 	<ul style="list-style-type: none"> ●ライフラインの優先復旧が実施された被災地内の病院機能が回復 ●災害ボランティア活動が本格化 ●被災者の生活再建支援継続 ●物流機能がほぼ回復、日常的な生活物資入手が可能となる
～1か月	<ul style="list-style-type: none"> ●被災地の街細路を含め、一定の通行確保は完了 ●大規模被害箇所については通行止め箇所・片側交互通行箇所も多数残存 ●鉄道は、ほぼ全線において運転が再開 	<ul style="list-style-type: none"> ●全国自治体からの職員派遣の応援を受け、本復旧工事準備 ●倒壊建物等撤去に伴い震災廃棄物の処理が本格化 ●応急仮設住宅の建設が本格化

※出典：滋賀県地震被害想定調査（概要版）（平成26年3月）

第3節 業務継続への影響

第1 行政機能に及ぼす影響

琵琶湖西岸断層帯地震が発生したとき、本市の本庁舎周辺は震度6弱から6強の揺れが想定される。

震度6弱及び6強程度の揺れで発生する現象や被害の状況は、「気象庁震度階級関連解説表」によれば、以下表のように整理できる。

したがって、対象地震発生時は、市役所本庁舎は耐震性を有しているため、壁や柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがあるものの建物自体の被害は軽度であると予想される。

しかしながら、ライフラインの被災により、業務機能に支障が生じること、交通機関の麻痺により物資が不足することなどの影響があることが予想される。

表 震度6弱及び6強程度の揺れで発生する現象や被害の状況

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況	人の体感・行動	震度6弱 立っていることが困難になる。 震度6強 立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。
	屋内の状況	震度6弱 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 震度6強 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
	屋外の状況	震度6弱 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 震度6強 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
木造建物（住宅）の状況	木造建物（住宅） (耐震性が高い)	震度6弱 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 震度6強 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
	木造建物（住宅） (耐震性が低い)	震度6弱 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 震度6強 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
鉄筋コンクリート造建物の状況	鉄筋コンクリート 造建物 (耐震性が高い)	震度6弱 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。 震度6強 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。

	鉄筋コンクリート 建造物 (耐震性が低い)	震度6弱 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。 震度6強 壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
地盤・斜面等 の状況	地盤の状況	震度6弱 地割れが生じることがある。 震度6強 大きな地割れが生じることがある。
	斜面等の状況	震度6弱 がけ崩れや地すべりが発生することがある。 震度6強 がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
ライフライ ン・インフラ 等への影響	ガス供給の停止	安全装置のあるガスマーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。
	断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
	鉄道の停止、高速 道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる）
	電話等通信の 障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
	エレベーターの停 止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。
大規模構造 物への影響	長周期地震動によ る超高層ビルの揺 れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート建造物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
	石油タンクの スロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
	大規模空間を有す る施設の天井等の 破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※出典：気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月）

第2 職員の参集

『琵琶湖西岸断層帯』を震源とする地震が勤務時間外に発生した場合、大半の職員が震度6強以上と想定される地域に居住していることから、職員自身が被災し、参集がままならないことが想定される。

地震発生時に職員が自宅にいた場合の参集予測を下図に示す（詳細は資料編参照）。

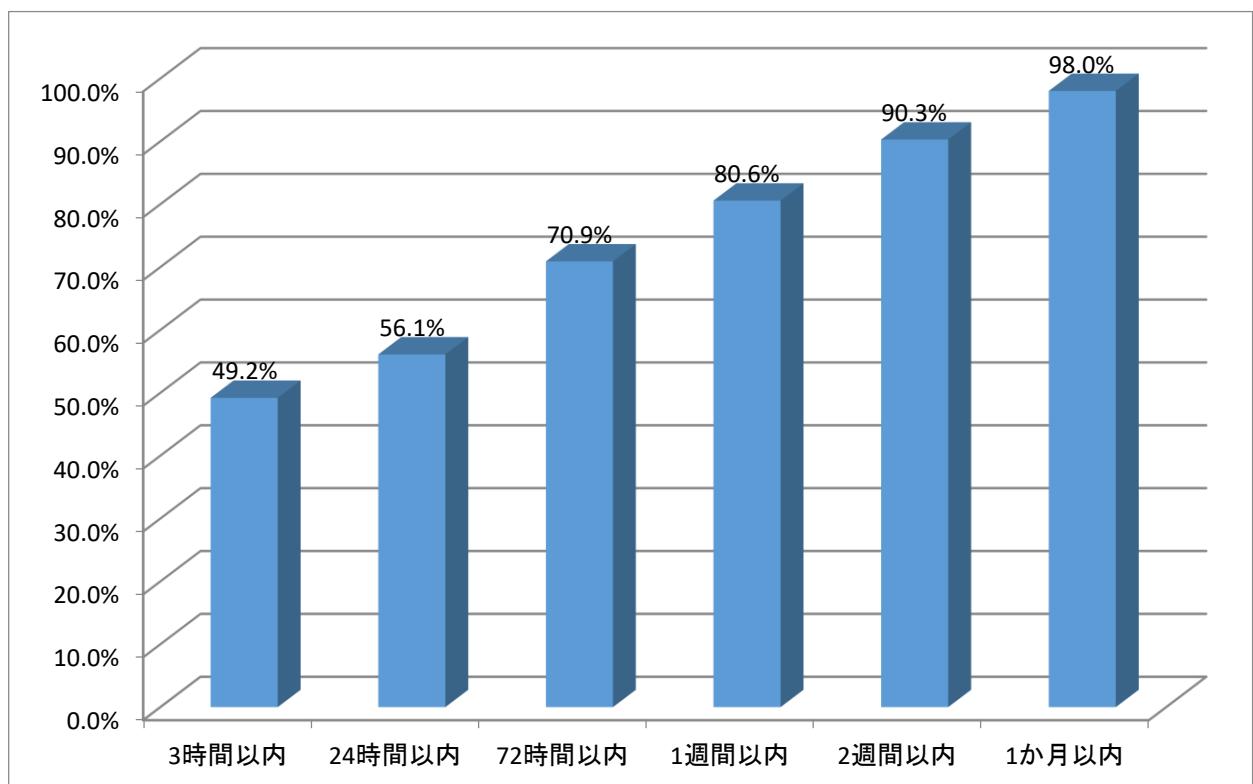


図 発生直後の全市職員の参集率

第3章 非常時優先業務の整理

第1節 非常時優先業務の考え方

第1 非常時優先業務の選定対象

本計画では、業務に必要な人的・物的資源等の制約を伴う状況下において、優先的に継続して実施する業務を「非常時優先業務」として整理する。

具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となり、発災後しばらくの期間は、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止することとする。

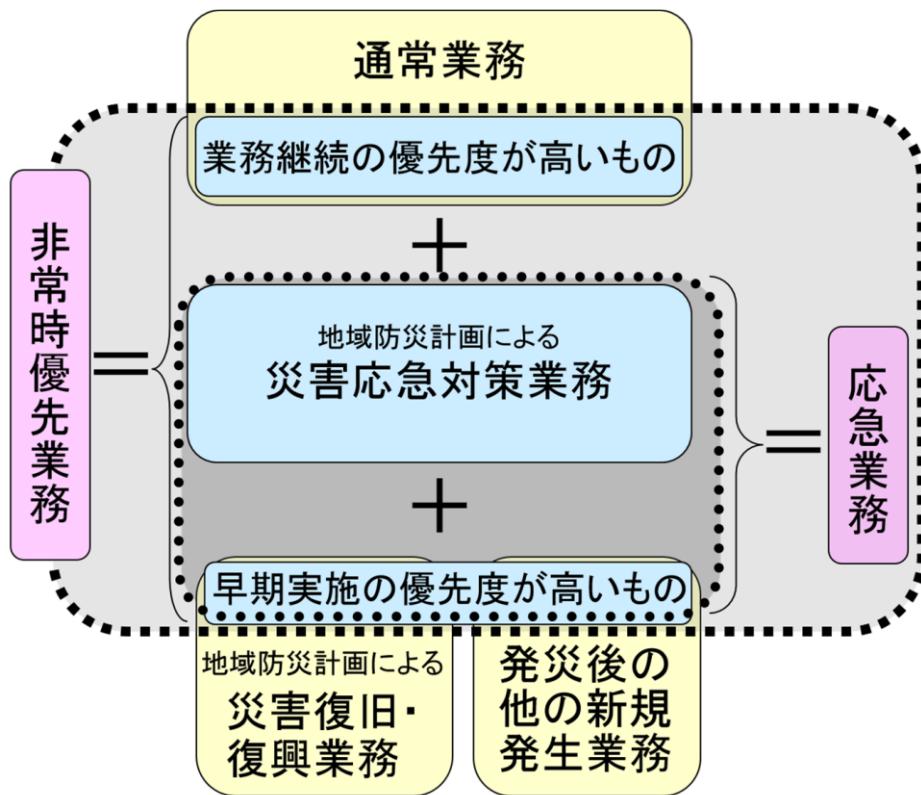


図 非常時優先業務のイメージ

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月 内閣府）

第2 業務開始目標時間の設定

本計画において、業務開始目標を設定する期間は、災害発生直後から市民生活が一定の落ち着きを取り戻すと考えられるまでの1か月以内とし、内閣府の手引き等を参考に、3時間以内、24時間以内、72時間以内、1週間以内、2週間以内、1か月以内に区分する。

なお、検討は、被災シナリオ及び次表の設定の目安に基づき行う。

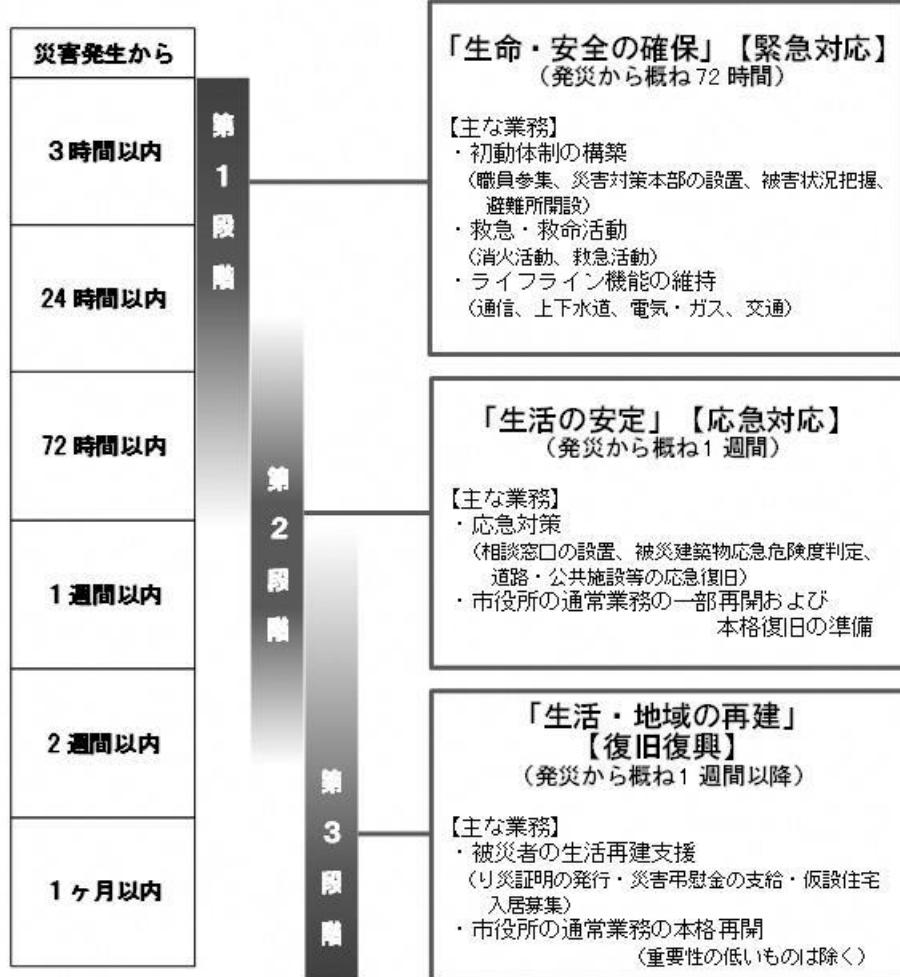


図 業務開始目標時間設定の目安

第3 応急業務

発災時にどの業務をいつから開始すればよいかを明らかにするため、非常時優先業務の候補となる応急業務を「栗東市地域防災計画」に示される「災害対策本部体制時の各班の主な分掌事務」から抽出し、業務ごとの業務開始目標時間を設定する。

第4 優先度の高い通常業務

非常時優先業務の候補となる優先度の高い通常業務は、平時作成している事務分掌表等の参考文書をもとに、各所属において、おおむね1か月以内に再開が必要な業務と1か月以上の中断が可能な業務とに分類する。

第5 受援業務

本計画の非常時優先業務の検討過程において、外部からの応援が可能と考えられる業務を「受援業務」として抽出する。

第2節 非常時優先業務の選定

第1 非常時優先業務の選定手順

対象とする非常時優先業務の選定は、下記に示す手順により行う。

STEP 1 継続すべき通常業務の洗い出し

平時作成している事務分掌表をもとに、各所属において、おおむね1か月以内に再開が必要な業務と1か月以上の中断が可能な業務とに分類する。なお、1か月以内に再開が必要な通常業務については、分かる範囲で、具体的な内容を補足し、おおむねの目標開始時間を設定する。

STEP 2 業務優先度の分類

- STEP1で分類した優先度に加えて、大規模地震発生直後からの業務開始・再開目標時間を所属部ごとに検討し、「3時間以内」、「24時間以内」、「72時間以内」、「1週間以内」、「2週間以内」、「1か月以内」、「1か月以上」に分類する。
- また、災害対応業務も同様の時間区分で分類する。

目標開始時間

	A	B	C
3時間			
24時間			
72時間			
1週間			
2週間			
1か月			

STEP 3 受援業務の選定

- 1か月以内に開始または再開と判断された業務のうち、外部に委ねることが可能な業務を「受援業務」として選定する。

STEP 4 非常時優先業務の選定

- STEP3までの結果を各所属で再確認し、非常時優先業務を選定する。
- 非常時優先業務の必要資源（人、物、場所）を検討する。

第2 非常時優先業務の選定結果

組織ごとに災害対応業務、通常業務と区分し、整理した「非常時優先業務リスト」を資料編に示す。

	業務開始時期・期間					
	3時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
災害対応業務						
通常業務 ※災害発生から1か月以内に再開が必要な通常業務						
▽▽課						
休止する業務	<input type="radio"/>					
□□課						
休止する業務	<input type="radio"/>					

第3 受援業務の選定結果

組織ごとに整理した「受援業務リスト」を資料編に示す。

第4 必要資源の整理結果

非常時優先業務の実施に必要となる資源（人、物）を整理した「必要資源リスト」を資料編に示す。

第4章 非常時優先業務の実施体制の確立

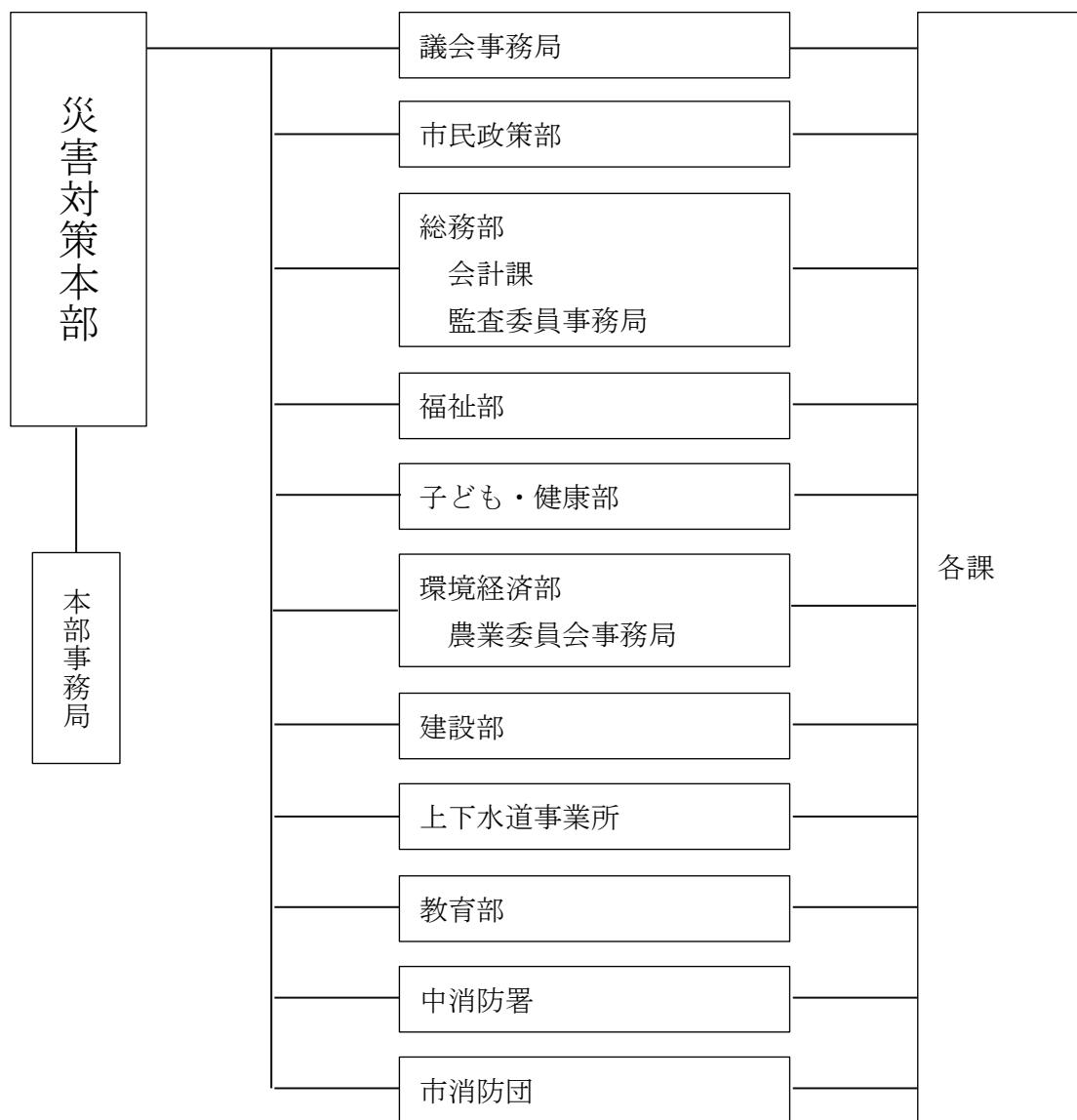
第1節 非常時優先業務の実施体制

第1 組織及び指揮命令系統

非常時優先業務を実施する体制は、市の災害対策本部体制に則する。

市の災害対策本部の組織は、地域防災計画に基づき、以下のとおりとする。

○組織



○災害対策本部

本部長	副本部長	統括管理	本部員
市長	副市長、教育長	危機管理監	市民政策部政策監、総務部長、福祉部長、子ども・健康部長、環境経済部長、建設部技監、建設部長、議会事務局長、教育部長、中消防署長、消防団長

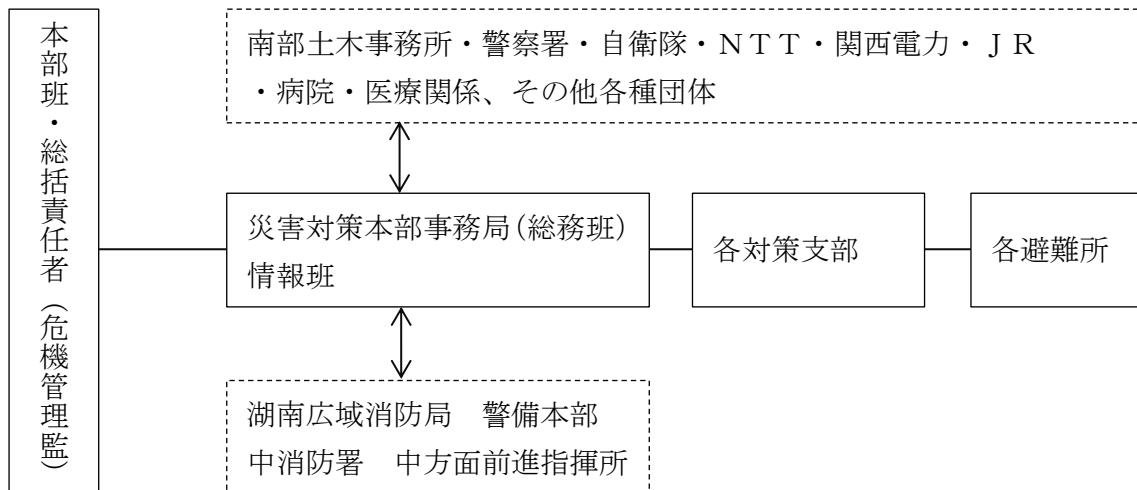
○各部の構成

部名等	所属名
議会事務局	議事課
市民政策部	危機管理課
	元気創造政策課、地域戦略課、広報課
	財政課
	自治振興課
総務部	総務課
会計課	税務課
監査委員事務局	人権政策課、ひだまりの家
	総合窓口課
	会計課、監査委員事務局
福祉部	社会福祉課、障がい福祉課、保険年金課、長寿福祉課
子ども・健康部	健康増進課、子育て応援課、子ども発達支援課、幼児課
環境経済部	環境政策課、環境センター
	農林課、農業委員会事務局
	商工観光労政課
建設部	道路・河川課、土木交通課、国・県事業対策課
	住宅課
	都市計画課
上下水道事業所	上下水道課
教育部	教育総務課
	学校教育課、人権教育課
	生涯学習課、スポーツ・文化振興課
災害活動部	中消防署

※非常時の緊急体制

夜間・休日等に震度6弱以上の地震が発生し、職員の自主参集後、災害対策本部が設置されるまでの間は、次の組織体制により初期応急活動を行う。

この場合、初動期の総括責任者は危機管理監とし、危機管理監が不在のときは防災担当責任者が代理する。



(班編成)

名称	班長	構成課・人員等	職務内容
災害対策本部事務局(総務班)	危機管理課長	危機管理課および各部局から課長補佐級1人を指名 ※補佐のいない所属にあっては係長	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部会議室の準備 ○通信手段の確保 ○参集職員の宿泊場所および食糧品の確保 ○各部局の災害対策情報の整理 ○各部局への伝達
情報班	あらかじめ指名	市民政策部・総務部などからあらかじめ指名(10人程度)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策支部、防災関係機関との情報交換および情報収集 ○情報の整理および伝達

(各対策支部)

名称	構成課・人員等	職務内容
支部長	あらかじめ指名(支部長1人、副支部長1人)	<ul style="list-style-type: none"> ○対策支部の責任者 ○対策支部の鍵の管理
支部員 (情報収集班) (整理・伝達班)	あらかじめ指名(6人)	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会からの情報収集 ○被災者の対応 ○情報の整理および伝達

第2 職務代行

災害対策本部体制時の総括指揮権限は、本部長である市長とするが、本部長の職務代行は、地域防災計画に基づき次のとおりとする。

表 災害対策本部における職務代行順位

職務代行の対象者	職務代行の順位	
	第1順位	第2順位
[本部長] 市長	副市長	教育長

なお、部長および班長（課長）の職務代行については、応急業務・通常業務どちらの場合においても、次の規程や規則を準用する。

- ・栗東市議会事務局規程第5条
- ・栗東市行政組織規則第5条
- ・栗東市監査委員事務局規程第4条
- ・栗東市水道事業及び公共下水道事業管理規程第6条
- ・栗東市教育委員会事務処理規程第2条
- ・栗東市農業委員会事務局規程第6条

第2節 職員の参集及び災害対策本部

第1 職員の参集

本計画の発動基準(震度6弱以上の地震発生または本部長が必要と認めたとき)に従い、市の全職員は参集する。

参集場所は、災害対策本部関係者(本部長、副本部長、統括責任者、本部員、本部班員)は災害対策本部設置場所(危機管理センター3階)、それ以外の職員は各所属とする。

なお、職員は、夜間・休日等に災害が発生した場合は、ラジオ、テレビ等で地震情報を確認し、連絡の有無を問わず、災害時職員初動マニュアルに準じて、自主的に参集する。

第2 災害対策本部の設置

市域を含む地域(滋賀県近江南部)で震度6弱以上の揺れが観測されたときは、市は、自動的に災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、危機管理センター3階に設置し、定期的に対策本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。

なお、危機管理センターが被災し、災害対策本部を設置できないときは、その他公共施設の被害状況やライフラインの確保状況を勘案して、設置場所を検討する。

また、市本部の設置および配備体制が決定したときは、次の関係先に通知する。

通知および公表先	通知および公表方法
本庁舎内の各班	内線電話・庁内放送・口頭
県本部	県防災行政無線・電話連絡・FAX
県地方本部	県防災行政無線・電話連絡・FAX
中消防署	県防災行政無線・電話連絡・FAX
防災関係機関(市防災会議委員)	電話連絡・FAX
報道機関	口頭または文書
住民	報道機関・ホームページ・市登録メール・SNSを通じての公表

第3 対策支部の設置

災害対策本部を設置したとき、各支部長は、地域の被害情報や対応状況等の情報収集・分析・整理・伝達を行うため、各学区コミュニティセンターに対策支部を設置する。

なお、対策支部は、原則、各学区コミュニティセンターを活動拠点とし、それぞれのコミュニティセンター会議室において対策支部業務に当たるが、施設が破損等の被害を受け、使用できないときは、最寄りの避難所にその機能を移設する。

第5章 必要資源に関する分析と対策の検討

第1節 職員

第1 想定される状況

対象地震発生時に本市で想定される職員の動員に関する状況はおおむね次のとおりである。

- 勤務時間外に発生した場合は、職員自身や家族の被災、交通網の遮断により参集が困難となり、24時間以内に参集できる職員は半数程度となる可能性があり、災害対応業務に従事する人員が不足する。
- 勤務時間内に発生した場合は、発災後しばらくは来庁者や職員の救出活動に当たるなど、業務に従事することが困難となる職員が発生する。
- 災害発生後は業務量が膨大となるため、職員の体調管理が十分できなくなる。
- 発災直後しばらくはライフラインが途絶しており、他自治体からの応援職員受入れのための宿泊場所や入浴施設の確保が困難となる。

表 参集予測結果（平成30年10月現在）

部名等	職員数	3時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
本部長	3	2	2	3	3	3	3
副本部長	割合	66.7%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
議会事務局	5	3	3	4	4	5	5
	割合	60.0%	60.0%	80.0%	80.0%	100.0%	100.0%
市民政策部	34	17	19	24	27	31	33
	割合	50.0%	55.9%	70.6%	79.4%	91.2%	97.1%
総務部 会計課 監査委員事務局	59	30	33	41	48	53	58
	割合	50.8%	55.9%	69.5%	81.4%	89.8%	98.3%
福祉部	47	22	25	33	38	42	46
	割合	46.8%	53.2%	70.2%	80.9%	89.4%	97.9%
子ども・健康部	111	54	65	78	89	100	109
	割合	48.6%	58.6%	70.3%	80.2%	90.1%	98.2%
環境経済部 農業委員会事務局	32	17	19	22	26	29	31
	割合	53.1%	59.4%	68.8%	81.3%	90.6%	96.9%
建設部	44	20	21	31	35	40	43
	割合	45.5%	47.7%	70.5%	79.5%	90.9%	97.7%
上下水道事務所	16	7	9	11	13	14	16
	割合	43.8%	56.3%	68.8%	81.3%	87.5%	100.0%
教育部	102	51	58	71	82	92	100
	割合	50.0%	56.9%	69.6%	80.4%	90.2%	98.0%
総計	453	223	254	318	365	409	444
	割合	49.2%	56.1%	70.2%	80.6%	90.3%	98.0%

※上段：参集人員数、下段：参集率

第2 現状

本市の災害時の職員の動員に関する現状の対策はおおむね次のとおりである。

- 地域防災計画及び災害時職員初動マニュアルによって、震度4で警戒1号体制、震度5弱、5強で災害警戒本部体制、震度6弱以上で災害対策本部体制と定めている。
- グループウェアの共通ファイルに、地域防災計画や各種マニュアル（災害時職員初動マニュアル、避難勧告等の指示・伝達マニュアル、避難所運営マニュアル）をおき、周知している。
- 職員参集は、職員参集メールを活用している。ただし、メールアカウントを所持しないものは、各自で事前に伝達方法を確立することとしている。
- 課内で最初に登庁したものが課内の他の職員の安否情報、参集予定人数、時間等を取りまとめ危機管理課へ報告することとなっている。
- 毎年1回災害対策本部及び支部員に説明会を開いている。

第3 課題

本市の災害時の職員の動員に関する課題はおおむね次のとおりである。

①非常時優先業務を実施するために必要な人員の確保

- 勤務時間外における発災時は、短時間で参集できる職員は限られており、特に初動段階で災害対策本部の設置・運営、避難所の開設・運営等の業務に従事する人員が不足する。
- 特定の部署への業務集中や無理な業務分担とならないよう、職員数と業務量に見合った体制づくり、業務分担が必要である。
- 災害時に職員の健康を維持し、効率的な業務を遂行するためには、交替要員等の確保が必要である。

②他自治体等からの派遣を受け入れるための環境整備

- 非常時優先業務執行に必要な人員を確保するため、応援要請が必要な業務内容（資格を含む）と必要人員を把握し、派遣要請先をあらかじめ検討する必要がある。
- 他自治体等からの応援職員の受け入れ体制を検討する必要がある。

第4 対策

本市の災害時の職員の動員に関する課題への対策はおおむね次のとおりである。

①非常時優先業務を実施するために必要な人員の確保

- 職員数と業務量に見合った災害対策本部体制を検討する。
- 定期的な安否確認・参集訓練等の実施により、参集基準の周知や自主的な安否報告の徹底を行う。
- 職員の交代勤務や休養・仮眠スペースの確保について検討する。

②他自治体等からの派遣を受け入れるための環境整備

- 同時被災の可能性がない市町村との相互応援協定の締結を推進する。
- 受援計画または受援マニュアルを策定する。

第2節 庁舎、執務室

第1 想定される状況

対象地震発生時に本市で想定される庁舎、執務室に関する状況はおおむね次のとおりである。

- 本庁舎周辺は震度6弱から6強の揺れが想定されるため、庁舎自体の壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなり、場合によっては使用ができなくなるおそれがある。
- 庁舎内の固定していない書架、物品棚等のオフィス家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなることに加え、停電、通信障害等が発生し、すぐには業務を開始できない状況となることが想定される。

第2 現状

本市の災害時の庁舎、執務室に関する現状の対策はおおむね次のとおりである。

- 市役所本庁舎は耐震工事が実施（平成19年度耐震補強）されており、耐震性は確保されている。
- 平成30年4月より危機管理センターの運用を開始している。
- 危機管理センターに災害対策本部参集職員が情報収集・分析を行うとともに、関係機関等と調整を行い、事態への対処を実施する場所となるオペレーションルームが常設されている。
- 本庁舎周辺は、河川法に基づく浸水想定区域や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等に含まれていない。
- 机や棚の固定、ガラスの飛散防止対策等は実施していない。
- 施設の安全確保対策は、消防計画に基づいて実施している。
- 庁舎は耐震工事により基準を満たしており、また、災害対策本部が設置される危機管理センターも耐震構造により対策がとられているが、本庁舎が使用できない場合に備え、代替庁舎（執務室）を検討する必要がある。

第3 課題

本市の災害時の庁舎、執務室に関する課題はおおむね次のとおりである。

- ①安全な執務環境の確保
 - 本庁舎は耐震化が図られているものの建設後45年が経過し、建物の経年劣化が進行している。
 - 本庁舎内の書架、物品棚等の転倒、ガラス飛散などにより、執務中の職員や来庁者が負傷するおそれがある。
- ②迅速な職場環境の復旧

- 本庁舎が使用できない場合の代替庁舎（執務室）をあらかじめ定め、緊急時の移転手順等を検討する必要がある。

第4 対策

本市の災害時の庁舎、執務室に関する課題への対策はおおむね次のとおりである。

①安全な執務環境の確保

- 緊急時の庁舎の安全確認、建物使用可否判断を実施するため、被災建築物応急危険度判定士登録の促進と判定用資機材の確保に努める。
- 本庁舎内の書架、物品棚等の転倒防止、ガラス飛散防止等の対策を推進する。
- 栗東市耐震改修促進計画に従って、耐震化未着手の市有建築物の耐震診断・改修等を推進する。

②迅速な職場環境の復旧

- コンピュータシステムの電源容量を含めた自家発電設備等の設置を検討する。
- 栗東市総合福祉保健センター（なごやかセンター）、栗東芸術文化会館（さきら）等公共施設の中から、本庁舎が使用できない場合の代替庁舎（執務室）を検討し、代替施設における執務機能の整備に努める。
- 本庁舎が使用できない場合に備え、代替庁舎（執務室）への移転手順をあらかじめ定める。

第3節 電力

第1 想定される状況

- 対象地震発生時に本市で想定される電力に関する状況はおおむね次のとおりである。
- 広範囲で停電が発生し、全市の電力復旧にはおおむね1週間程度要する。
 - 重要施設周辺の停電の解消は比較的早いものの、交通・流通機能の障害により、非常用自家発電設備の稼働に必要な燃料の調達が困難になるおそれがある。
 - 停電の場合、非常用自家発電設備のない施設では、電子機器類が使用できない。
 - 非常用自家発電設備のある施設においても、非常用電源の燃料には限りがあるため、必要最小限の電力供給に限られる。

第2 現状

本市の災害時の電力確保に関する現状の対策はおおむね次のとおりである。

- 本庁舎に整備している非常用自家発電設備は危機管理センターに設置されており、概要是次のとおり。

発電容量		420KVA	連続稼働時間	72 時間
燃料備蓄量		軽油 7,000 リッター	発電機燃耗比	97.2 リッター/h
電気使用可能区域・設備	本庁舎	地階：排水設備ポンプ（地下雨水ポンプ） 1階：総合窓口サーバー室（空調含む） 3階：電話交換機室（交換機、照明等） 5階：電算室（サーバー、空調含む） 1－4階：トイレ照明、各執務室 2口コンセント（赤色） エレベータ1基（2基の内）、放送設備、各執務室照明 1/3 点灯		
	危機管理センター	全館		

- 停電対策の一環として、懐中電灯と乾電池を備蓄している。
- 滋賀県電気工事工業組合と公共施設における電気設備の応急復旧の応援に関する協定を締結している。
- 燃料確保に関する応援協定は締結していない。

第3 課題

本市の災害時の電力確保に関する課題はおおむね次のとおりである。

- ①公共施設における非常用自家発電設備および必要な燃料の確保
 - 本庁舎以外では、非常用電源及びその燃料が確保されていない施設がある。
- ②電力の有効利用
 - 非常用電源の燃料には限りがあるため、装置使用時には電力消費量の抑制が必要となる。
- ③停電時の業務継続方法の確立

- 停電や非常用電源の使用時には十分な電力が確保できず、パソコンの使用等に制限がかかり、非常時優先業務の実施が困難となる場合が想定される。
- 非常用電源では十分な電力が確保できない可能性があるため、電力設備の早期復旧が必要となる。

第4 対策

本市の災害時の電力確保に関する課題への対策はおおむね次のとおりである。

- ①公共施設における非常用自家発電設備および必要な燃料の確保
 - 公共施設においては、建替えや大規模改修時に非常時優先業務に最低限必要な電源容量を勘案した非常用自家発電設備の整備を検討する。
 - 非常用自家発電に必要な燃料については、供給に関する協定の締結や流通備蓄等により、おおむね 72 時間分以上の確保に努める。
- ②電力の有効利用
 - 電力の消費量を抑制し、有効利用するため、災害時の電気使用計画を作成し、周知（節電、電力使用量の大きい機器の使用停止等）する。
- ③停電時の業務継続方法の確立
 - 電気使用の制限下にあっても最低限の業務継続が可能なように、紙ベースのマニュアル、書類等の整備に努める。
 - 電力事業者に対し、電力設備の優先的な復旧を要請する。

第4節 通信

第1 想定される状況

対象地震発生時に本市で想定される通信に関する状況はおおむね次のとおりである。

- 電話回線の被災や輻輳により、関係機関等との連絡が取りづらくなる。
- 電話が使用可能な場合においても、問合せなどが殺到して、電話回線は繋がりにくくなる。
- 停電により、防災行政無線関連システムの電源や充電バッテリーなどが課題となる。

第2 現状

本市の災害時の通信に関する現状の対策はおおむね次のとおりである。

- 防災行政無線等の災害用通信機器の使用方法は、市防災行政無線移動系を年1回災害対策本部及び支部員へ説明しているのみで、その他は担当課以外研修等は行われていない。
- 災害等に備え、以下の各種通信手段を確保している。

市防災行政無線同報系	1回線（親局1基、子局75基）
市防災行政無線移動系	1回線（基地局1基、子局43基）
災害時優先電話	23回線（携帯18回線、固定5回線）
衛星電話（固定）	1台

第3 課題

本市の災害時の通信に関する課題はおおむね次のとおりである。

①通信手段の多重化

- 災害時において、災害対策本部を中心とした情報伝達手段を維持・継続する必要がある。
- 大規模な災害発生時においては、情報通信回線の被害等も予想されるため、通信手段の多重化を図る必要がある。

②通信機器・設備等の保守点検と災害時の早期復旧

- 通信機器・設備故障による電話の不通が発生することや、輻輳により電話がつながりにくくなることが予想され、電話の復旧に一定期間要する。
- 電話不通時の通信機器保守会社との連絡手段を確保しておく必要がある。

③通信機器・設備等の使用方法の周知、習熟

- 防災行政無線や災害時優先電話の切替えは、使用頻度が少ないため、使用方法を熟知する職員は少ない。

第4 対策

本市の災害時の通信に関する課題への対策はおおむね次のとおりである。

①通信手段の多重化

- 情報通信手段の多重化・多様化に努める。
- 通信回線の冗長化を検討する。
- 非常通信を発信できる機関との協力体制を確立する。

②通信機器・設備等の保守点検と災害時の早期復旧

- 通信機器・設備等の保守点検を定期的に行う。
- 通信機器保守会社と非常時の連絡体制を確認する。
- 通信事業者に対して、電話等の通信環境の優先的な復旧を要請する。
- 通信事業者に対して、特設公衆電話の設置等を要請する。

③通信機器・設備等の使用方法の周知、習熟

- 防災行政無線運用訓練、災害時優先電話切替え訓練等を定期的に実施する。
- 非常通信協力依頼先との連携訓練の実施に努める。

第5節 情報システム

第1 想定される状況

対象地震発生時に本市で想定される情報システムに関する状況はおおむね次のとおりである。

- サーバやパソコン等が転倒・破損し、重要データを喪失するおそれがある。
- 停電や機器の損壊等により、情報システム機器、庁内ネットワーク、インターネット等が使えなくなるおそれがある。
- 庁内 LANや主要な情報システムは、業者が保守管理しているため、故障等のトラブル対応や補修は業者への依頼が必要になる。

第2 現状

本市の災害時の情報システムに関する現状の対策はおおむね次のとおりである。

- 重要データは、クラウドサービス等によりデータセンターで保管しているものと庁舎内の設備に保管しているものがある。
- データのバックアップは各システムが個別のルールにより行っている。
- 庁舎内設備のデータについては、遠隔地バックアップができているもの、庁内にバックアップしているもの、全くとっていないものがある。
- クラウドサービス等によりデータセンターで保管できているデータは、次のとおりである。

- ・住民基本台帳システムデータ
- ・地方税システムデータ
- ・福祉システムデータ（生活保護システム、健康管理システムを除く）
- ・人事給与システム

- 遠隔地バックアップができているデータは、次のとおりである。

- ・行政事務用ファイルサーバに保存している事務データ
- ・財務会計システムデータ

- サーバについては、転倒防止対策を実施している。

- 情報システムの管理運用に特化した BCP は策定されていない。

第3 課題

本市の災害時の情報システムに関する課題はおおむね次のとおりである。

①情報システム機器等の安全性の確保

- サーバ等の転倒によるシステムダウンを予防する必要がある。
 - 停電に伴うシステムダウンを予防する必要がある。
 - ネットワーク回線の断絶や通信機器の障害による通信遮断を予防する必要がある。
- #### ②機器故障等の早期システム復旧

- 大規模災害時にシステム及びデータを保全する環境を継続的に維持・強化していく必要がある。
- 重要システムのバックアップデータの保管場所が外部委託先となっているため、復旧までに時間要する可能性がある。
- 災害時におけるコンピュータシステムの保守・復旧について、情報システムごとに計画を策定しておく必要がある。

第4 対策

本市の災害時の情報システムに関する課題への対策はおおむね次のとおりである。

①情報システム機器等の安全性の確保

- コンピュータシステム周辺設備（ロッカー、棚など）の転倒防止対策を講じる。
- コンピュータシステムの電源容量を含めた自家発電設備及びU P S（無停電電源装置）の設置を検討する。
- 通信回線の冗長化を検討する。
- 機器の安定稼動環境を確保するため、外部データセンターの利用やクラウド化の一層の推進を検討する。

②機器故障等の早期システム復旧

- 災害発生に伴うシステムダウン時の障害対応マニュアルの作成を検討する。
- 重要システムのデータに被害が生じた場合を想定し、外部委託先とバックアップデータの早期復旧に関する契約内容の見直しを行い、災害時には優先的な復旧を要請する。
- 非常時でも必要な情報システムを稼働できる、あるいはそのデータを利用できるようにするため、情報システムごとの計画を策定する。
- 情報システム使用不能時を想定し、紙媒体での業務実施を検討しておく。

第6節 食料、飲料水、消耗品、燃料等

第1 想定される状況

対象地震発生時に本市で想定される食料、飲料水、消耗品、燃料等の確保に関する状況はおおむね次のとおりである。

- 国道1号、8号をはじめ市内の主要道路は渋滞することが想定され、食料等の物資の調達が円滑に進まないおそれがある。
- 市全域で断水することが想定され、半数以上の世帯では復旧までに1週間以上かかると見込まれる。
- 発災当初は、職員は庁舎等に泊まり込んでの災害対応が続くことが想定され、職員自身による食料や飲料水等の調達が困難となることが想定される。
- 発災当初より、市民から断水や漏水に関する問合せが殺到することにより、本来迅速に行うべき給水活動や復旧業務に支障をきたし、飲料水の確保が困難になるおそれがある。
- 災害応急対策車両の活発化や車上生活者の増加に伴い、燃料需要が増大し、一時的に燃料が供給不足となるおそれがある。

第2 現状

本市の災害時の食料、飲料水、消耗品、燃料等の確保に関する現状の対策はおおむね次のとおりである。

- 災害時に想定される避難者の非常用物資を備蓄しているが、職員のための備蓄は行っていない。
- 避難者用の食料、飲料水等は、災害時に不足する場合に備え、次の団体と相互応援や協力に関する協定を締結している。
 - ・草津市、守山市、野洲市
 - ・香芝市
 - ・越前市
 - ・知立市
 - ・栗東市商工会
 - ・株式会社湖光ファイン
 - ・公益社団法人栗東青年会議所
 - ・NPO法人コメリ災害対策センター
- 災害時は車両の燃料が不足する可能性があるが、ほとんどの施設では燃料の備蓄は行われていない。
- 車両のガソリンについては、なくなりそうになってから補充している（メーターが残り1目盛り程度で補充）。
- コピー用紙やトナーについては、ある程度の余裕をもって補充している（あと72時間以上は利用できる程度の量になって補充）

第3 課題

本市の災害時の食料、飲料水、消耗品、燃料等の確保に関する課題はおおむね次のとおりである。

①災害対応業務にあたる職員用の食料・飲料水の確保

- 非常時優先業務を円滑に遂行するため、避難者用の食料・飲料水の備蓄とは別に、災害対応業務に従事する職員用の食料・飲料水を備蓄する必要がある。

※ 備蓄必要量（食料・飲料水）の目安（目標値）

食料	飲料水	備考
1,350食分	1,350リットル	対象を全職員（約450人）と想定

注：3日分を目標値とし、食料は、1人1日1食、飲料水は、1人1日1リットルで計算した。

②災害時に必要となる物的資源の確保

- 業務量の増加に伴い、用紙やトナー等の消耗品の利用の増加が予想される一方、それらの調達が難しくなる。
- 業務量の増加に伴い、公用車の利用の増加が予想される一方、車両の燃料の調達が難しくなる。

第4 対策

本市の災害時の食料、飲料水、消耗品、燃料等の確保に関する課題への対策はおおむね次のとおりである。

①災害対応業務にあたる職員用の食料・飲料水の確保

- 災害対応業務に従事する職員用の食料、飲料水等の確保対策を検討する。
- 職員に対し、個人レベルでの非常食や飲料水の個人備蓄を推奨する。

②災害時に必要となる物的資源の確保

- 災害時に必要となる物的資源を洗い出し、備蓄計画を立案する。
- 被災リスクの低い場所での物資の保管に努める。
- 災害時を想定したコピー用紙・トナーなどの消耗品の在庫管理を行い、一定数の消耗品（最低1か月分程度）の確保に努める。
- 公用車の燃料を平常時より可能な限り満タン給油しておくよう周知する。
- 公用車の代替手段として、原動機付自転車や自転車を積極的に活用する。
- 協定の締結や流通備蓄等により公用車の燃料を確保する。

第7節 トイレ

第1 想定される状況

対象地震発生時に本市で想定されるトイレに関する状況はおおむね次のとおりである。

- 市全域では、停電の解消にはおおむね1週間程度、断水の解消にはおおむね3か月以上要する。
- 重要施設周辺のライフライン機能支障の解消は比較的早いものの、場合によっては、断水・給排水管の破損によって、水洗トイレの水が流せなくなるとともに、手が洗えなくなるなど衛生環境が悪化するおそれがある。
- 対象地震発生時は、湖南中部浄化センターでは震度7の揺れが想定されているため、施設の損傷とともに、停電による運転停止により、汚水の流下支障により大きく影響を及ぼすおそれがある。
- 仮設トイレを確保できた場合であっても、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業者、バキュームカー等の需要が急増し、し尿の収集・処理に必要な人的・物的資源が確保できないおそれがある。
- 管渠の被害については、埋設深の浅い公共下水道管を中心に揺れや地盤液状化による変位・損傷が多く発生し、汚水の流下に支障をきたすことが想定されるが、定量的な被害想定および復旧見込みの推計は行われていない。

第2 現状

本市の災害時のトイレ確保に関する現状の対策はおおむね次のとおりである。

- 栗東市上下水道工事協同組合と上下水道施設の災害応急復旧作業に関する協定を締結しており、上下水道施設の応急復旧作業等の協力要請が可能である。
- トイレットペーパー等の日用品は、災害時に不足する場合に備え、物資の供給を円滑に行うことを目的に、栗東市商工会、公益社団法人栗東青年会議所、NPO法人コメリ災害対策センター等と協定を締結している。
- トイレットペーパーは、ある程度の余裕をもって補充している（あと72時間以上は利用できる程度の量になって補充）
- 被災者用の仮設トイレの備蓄を推進している。（各小学校に設置されている防災倉庫に各1基、市役所に14基備蓄）
- 災害用マンホールトイレを各小学校に1箇所（5基/箇所）設置しており、備蓄を推進している。
- 災害時に本庁舎でトイレが使用不能になった場合の対策は特に実施していない。
- 住民に対して、各家庭において、最低1日分の食料や生活必需品（携帯トイレ、トイレットペーパー等や非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を備蓄するよう啓発している。

第3 課題

本市の災害時のトイレ確保に関する課題はおおむね次のとおりである。

①上下水道施設の災害予防

- 上下水道施設の機能支障は、ネットワーク全体の機能の復旧に長時間を要する場合があり、応急対策活動や市民生活に与える影響が大きい。

②災害用トイレ設置環境の整備

- トイレの確保対策は、災害用トイレの調達から、汲み取り、処理・処分、撤去、防疫・衛生まで、多岐にわたるため、あらかじめ担当部署等の役割分担を明確にし、被災時の窓口や実施主体の一元化を図る必要がある。

- 屋外型仮設トイレは、重量もあり搬送にかなりの時間と労力を必要とすることから、取扱いが容易な簡易トイレへの更新見直しを検討する必要がある。

③職員が使用できる災害用トイレの確保

- 災害時の職員用のトイレの確保体制、運用方法等が未確立である。

- 災害時の職員用の携帯トイレ、簡易トイレ等の十分な備蓄は行われていない。

④衛生用品や清掃用具等の備品の確保

- トイレットペーパーをはじめとする備品もあらかじめ準備しておく必要がある。

第4 対策

本市の災害時のトイレ確保に関する課題への対策はおおむね次のとおりである。

①上下水道施設の災害予防

- 上下水管路施設について、より耐震化を推進するとともに、保守点検や災害対策用資機材の整備、訓練の実施に努める。

- 緊急時における迅速な復旧を図るため、復旧工事を実施する業者等と災害時における応援協定締結を推進する。なお、協定締結済みの団体とは、平時より、訓練、情報交換等の実施に努める。

②災害用トイレ設置環境の整備

- 栗東市災害廃棄物処理計画に基づいたし尿処理体制を構築する。

- 災害時に断水等で水洗トイレが使用できなくなった場合に備え、災害用マンホールトイレの整備に努める。

③職員が使用できる災害用トイレの確保

- 本庁舎周辺の災害用マンホールトイレ設置について検討する。

- 災害対応職員用の携帯トイレ、簡易トイレ等の確保対策を検討する。

④衛生用品や清掃用具等の備品の確保

- 新たな協定先の検討とともに支援体制の構築に努める。

- 適切な在庫管理を行い、必要最低限の衛生用品や清掃用具等の備品を備蓄する。

第6章 業務継続計画の継続的な改善

第1節 今後の取組み

第1 業務継続マネジメント(BCM)の推進

計画の継続的推進を図るために、計画の策定にとどまらず、計画を管理・運用する業務継続マネジメント（BCM : Business Continuity Management）の推進が必要となる。

そのため、定期的に本計画に係る研修や訓練を実施し、課題の洗出しや計画内容の検証を行い、課題の解消に向けて検討し、本計画の継続的な改善に努める。

第2 実施過程の蓄積

災害等の対応を実施したときや本計画に係る訓練を実施したときは、必ず実施内容を分析し、計画の点検・改善に活用する。

第3 受援体制の整備

本計画では、非常時優先業務を遂行するうえで、資源が不足することが想定される業務や外部機関への応援が可能な業務を受援業務として整理した。

今後は、外部機関からの支援を効果的に活用するための受援計画を作成するとともに、受援業務の要請先となる外部機関との連携の深化に努める。

第2節 教育・訓練等

第1 計画の周知

非常時優先業務を円滑かつ適切に実施するために、職員に対しこの計画の内容の周知徹底を図るとともに、本計画を修正したときは、職員に対して速やかに周知する。

なお、職員は、非常時優先業務を円滑に実施できるよう、平時より本計画を十分に理解し、その業務内容や自己の役割について把握し、各部課内で情報の共有に努める。

第2 研修・訓練

市は、本計画の遂行にあたって、市職員がそれぞれの責務が果たせるよう、平時から研修・訓練を実施する。

研修については、次の機会をとらえて、本計画に関する内容の周知に努める。

- 本計画を策定・改定したとき
- 新たに入庁する職員があるとき
- その他必要があるとき

また、国内で大規模災害が発生した場合に応援要員を派遣し、経験を通して知見やノウハウを蓄積するとともに、必要に応じて、外部機関の研修に職員を派遣する。

一方、訓練については、業務継続能力の継続的な向上を目的とした訓練内容を体系的に定めた「訓練実施計画」を作成し、段階的かつ計画的に訓練を実施する基盤を作成する。

なお、訓練は、地域防災計画に基づく防災訓練の機会を利用するなど、効果的に行われるよう配慮するとともに、業務継続に資するよう資源制約を想定に入れて実施する。

さらに、訓練実施後は、非常時優先業務に必要となる人員や資機材等の資源について、再検証し、必要量の確保の方法について検討する。

第3 点検・是正

本計画は、「計画（PLAN）」「実行（DO）」「評価（CHECK）」「改善（ACT）」の4段階のサイクル（PDCAサイクル）により、不断の見直しを行いながら推進する。

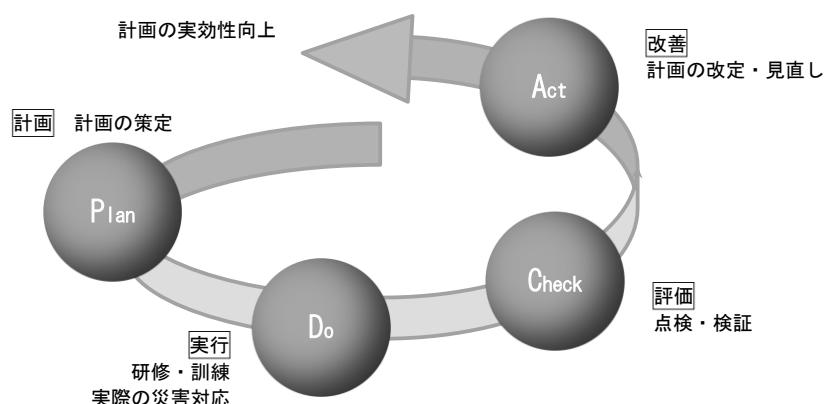


図 PDCAサイクルによる継続的改善

